

女性差別撤廃委員会の総括所見 日本 マイノリティ女性・移住女性・人身売買・「慰安婦」関連箇所抜粋

原文英語、翻訳：反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）

主な領域の懸念と勧告

国内人権機関

23. 委員会は、前回の総括所見における勧告やその他の条約機関により強調されているにもかかわらず、国内機関の地位に関する原則（総会決議 48/134 付録参照）に従って、女性の人権の保護と促進を含む幅広いマンデートを有した独立した国内人権機関がまだ設立されていないことを遺憾に思う。

24. 委員会は、普遍的定期審査過程の最後に人権理事会で日本が行なった回答（A/HRC/8/44/Add.1 パラ 1(a)参照）を考慮に入れながら、締約国が、原則に従って、その資格に女性と男性の平等に関する課題を含んだ独立した国内人権機関を明確な期限内に設置するよう勧告する。

女性に対する暴力

31. 委員会は、締約国が保護命令の発令のシステムを強化し自治体に相談・支援センターの設置を求めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 法）の改正」を含み、女性に対する暴力と性暴力を根絶するために前回の定期報告提出以降にとった様々な取り組みを歓迎する。委員会は、DV 法が親密な関係内におけるあらゆる形態の暴力を対象としておらず、保護命令への要請と命令発令の間の時間が被害者の命をさらに危うくする可能性があることに引き続き憂慮している。委員会はさらに、ドメスティック・バイオレンスおよび性暴力の女性被害者が申し立てを行い、保護を求めるときに直面する妨害に憂慮する。委員会は、この文脈において、特に、移住女性、マイノリティ女性および被害を受けやすい集団の女性が、ドメスティック・バイオレンスや性暴力の事件を通報することを妨害されるような不安定な状況にあることに憂慮する。委員会はまた、女性に対するあらゆる形態の暴力の広がりに関する情報およびデータの欠如への憂慮を表明する。

32. 委員会は締約国に、女性の人権侵害として女性に対する暴力に取り組み、女性に対するあらゆる形態の暴力に取り組み際に委員会の一般的勧告 19 を全面的に活用するよう求める。委員会は締約国が、ドメスティック・バイオレンスを含むそれら暴力のすべてが受け入れられるものではないという認識を高める取り組みを強化するよう促す。委員会は締約国が女性に対する暴力に関する活動を強化し、保護命令の発令を迅速にし、暴力を受けた被害女性の相談のための 24 時間無料のホットラインを開設するよう勧告する。委員会はまた、締約国が移住女性および被害を受けやすい集団の女性を含む女性たちが、申し立てを行い、保護と救済を求めることができ、それにより暴力的あるいは虐待的な関係に留まる必要がなくなるよう、質の高い支援サービスが提供されるよう保障するよう勧告する。この点において、締約国はドメスティック・バイオレンスおよび性暴力の通

報を容易にするために必要な措置を取るべきである。委員会は締約国がこれら被害を受けやすい女性の集団に向けた包括的な意識高揚プログラムを全国的に実施するよう勧告する。委員会は、締約国が、法執行職員を含む公務員、裁判官、医療提供者そしてソーシャルワーカーが関連する法規定を熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であること、そして被害者に適切な支援を提供する能力があることを保障するよう求める。委員会は締約国にドメスティック・バイオレンスを含む女性に対するあらゆる形態の暴力の広がり、原因および結果に関するデータを収集して調査を実施し、それらデータをより包括的な措置と目標を定めた介入の基礎として利用するよう促す。委員会は締約国に次回の定期報告に、統計資料と締約国が取った措置の結果を含めるよう勧める。

37. 委員会は、「慰安婦」の状況に関して締約国によって取られたいくつかの措置に留意するが、締約国は第2次世界大戦中に被害にあった「慰安婦」の状況のために恒久的な措置を取っていないことが判明したことは遺憾であり、かつまたこの問題に関する教科書の記載が削除されたことに懸念を表明する。

38. 委員会は、被害者への補償、責任者の処罰及びこの犯罪についての公衆の教育を含む「慰安婦」の状況の恒久的な解決を見出すため、緊急に努力するようとの締約国に対する勧告を繰り返す。

人身売買と売春からの搾取

39. 匿名通報ダイヤルの開設など、人身売買をなくすために締約国が行なった努力を歓迎する一方、委員会は女性と少女の人身売買の執拗さ、売春からの搾取、そして人身売買の女性被害者の社会復帰を目指した措置の欠如について引き続き懸念している。興行ビザの交付の急激な減少に満足をもって留意する一方、委員会は研修制度や研修生制度が強制労働や性的搾取の目的で利用されることに懸念する。委員会はさらに、売春女性は売春防止法のもと訴追されるが、顧客は処罰を受けないことに懸念する。

40. 委員会は締約国に人身売買の被害者の保護と支援のためのさらなる措置をとり、女性の経済的状况を改善する努力を高めることで搾取や人身売買に対して彼女たちが被害を受けやすい状態を取り除き、人身売買の根本的原因の解決に取り組み、同時に売春からの搾取と人身売買の被害者である女性や少女の社会復帰および社会統合のための措置を取るよう要請する。委員会は締約国に売春の需要を抑えることも含め、女性の売春からの搾取を抑制する適切な措置をとるよう求める。委員会はまた、締約国に売春女性の社会への再統合を促進し、売春で搾取された女性および少女に社会復帰および経済的自立のプログラムを提供するよう促す。委員会は締約国に、引き続き研修制度や研修生制度におけるビザの発行を注意深く監視するよう要請する。委員会は締約国に、国連組織犯罪防止条約人身取引議定書（国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約を補足する人、特に女性及び子どもの取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書）を批准するよう求める。

政治および公的活動への平等な参加

41. 委員会は政府、国会、地方議会、司法、学会、外交における高位の職に就く女性の低い比率に懸念する。委員会はマイノリティ女性の政治および公的活動への参加に関する統計資料の欠如に留意する。

42. 委員会は締約国に条約第4条パラグラフ1および委員会の一般的勧告25に従って、女性と

男性との事実上の平等の実現を加速化させるため、とりわけ特別措置の実施を通して政界および公職での女性の代表を増やす努力を強化するよう促す。委員会は締約国に政治および公共機関での女性の代表は人口の多様性を全面的に反映しているよう保障することを奨励する。委員会は締約国に、政界や公職、学会、外交官における、移住およびマイノリティ女性を含む女性の代表に関するデータおよび情報を次回の定期報告で提供するよう要請する。委員会は締約国に、特に条約の7条、8条、10条、11条、12条および14条の実施の促進に関連して、割当て、標準値、目標値、インセンティブなど幅広い可能な措置を使うことを検討するよう求める。

マイノリティ女性

51. 委員会は、締約国において、社会全体およびそれぞれのコミュニティの両方でジェンダーおよび民族的出身に基づく複合差別を受けているマイノリティ女性の状況に関する情報および統計データがないことを遺憾に思う。委員会はさらに、マイノリティ女性の権利の促進のために、各マイノリティ集団に向けた政策的枠組みを含む積極的な措置がないことを遺憾に思う。

52. 委員会は締約国に、マイノリティ女性に対する差別の撤廃のために、政策的枠組みの設置や暫定的特別措置の採択を含む効果的な措置をとるよう促す。この目的のために、委員会は締約国に、マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命するよう促す。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況、とりわけ教育、雇用、健康、社会福祉および暴力にさらされることに関する情報を次回の定期報告に含めるよう締約国に求めた要請（A/58/38、パラ 366）を繰り返す。この文脈において、委員会は締約国に先住民族アイヌ、部落、在日コリアンおよび沖縄の女性を含むマイノリティ女性の状況に関する包括的な調査を実施するよう求める。

被害を受けやすい女性集団

53. 委員会は被害を受けやすい女性集団、とりわけ、雇用、医療、教育そして社会的便益へのアクセスに関して、複合差別をしばしば受けている農村女性、シングルマザー、障がいをもつ女性、難民および移住女性のグループに関する情報と統計資料の欠如に留意する。

54. 委員会は締約国に、次回の定期報告において、条約の対象であるすべての領域における被害を受けやすい女性集団の実情を包括的に表す全体像と具体的なプログラムや成果に関する情報を提供するよう要請する。委員会は締約国に、被害を受けやすい女性集団の特定のニーズを満たすようなジェンダーに特化した政策とプログラムを採択するよう求める。